貸私鉄以外ニ在ル者ニ在リテハ其ノ使用ニ係ル者ノ組合ノ代表者ト協定シ又ハ協定ノ成立セサルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

前項ノ協定又ハ認可ニ係ル賃金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公告スヘシ

第四條 賃金ハ通貨ヲ以テ直接労働者ニ全額ヲ支払フヘシ

但シ法令若ハ労働協約ニ別段ノ定アル場合又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金ノ一部ヲ控除スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賃金ハ毎月一回以上一定ノ期日ヲ定メテ之ヲ支払フヘシ

但シ臨時ニ支払フ賃金、賞與其ノ他命令ニ定ムル賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 使用者ハ労働者ノ出生、死亡又ハ婚姻ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金ヲ支払フヘシ

第七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘカラサル休業ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ休業手當ヲ支払フヘシ

第八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ賃金ヲ減額スル場合ニ於テハ其ノ減額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ナルコトヲ要ス

第九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第二十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第三十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第四十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第五十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第六十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第七十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第八十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第九十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百二十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百三十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百四十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百五十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十四條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十五條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十六條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十七條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十八條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百六十九條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七十條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七十一條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七十二條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七十三條 使用者ハ労働者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ労働者ヲ解雇スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ手當ヲ支払フヘシ

第百七十四條 使